

合同会社は本格的な普及段階へ

はじめに

合同会社は、2006年に導入された会社の一形態だが、モデルとなったLLC (Limited Liability Company=有限責任会社) が米国で急速に普及したのに比べると、その立ち上がりはゆっくりとしたものになった。これは、知名度の低さや米国との税制面での取り扱いの違いなどが大きかったと思われるが、知名度の低さについては徐々に解消されつつある。足元の埼玉県内での設立件数は着実に増加しており、合同会社はこれから本格的な普及段階へ向かうとみられる。

以下では、株式会社との相違点を中心に合同会社の概要をみてみたい。

2006年に施行された会社法

従来、わが国には固有の会社法と呼べる法律が存在しなかったが、それまで実質的に会社法として機能していた商法の一部（商法旧第2編会社）を中心に、有限会社法などを整理・統合する形で、2006年5月に現在の会社法が施行された。

会社法施行に伴い、それまで認められていた株式会社、有限会社、合名会社、合資会社の4つの会社の形態のうち、有限会社が廃止され、新たに設立することは出来なくなった。既存の有限会社は、制度上は特例有限会社として株式会社の中に組み入れられることになったが、株式会社への商号変更は義務付け

●会社法施行に伴う会社制度の変更

施行前		施行後
株式会社	⇒	株式会社 (含む特例有限会社)
有限会社	⇒	
	新設	合同会社
合名会社	⇒	合名会社
合資会社	⇒	合資会社

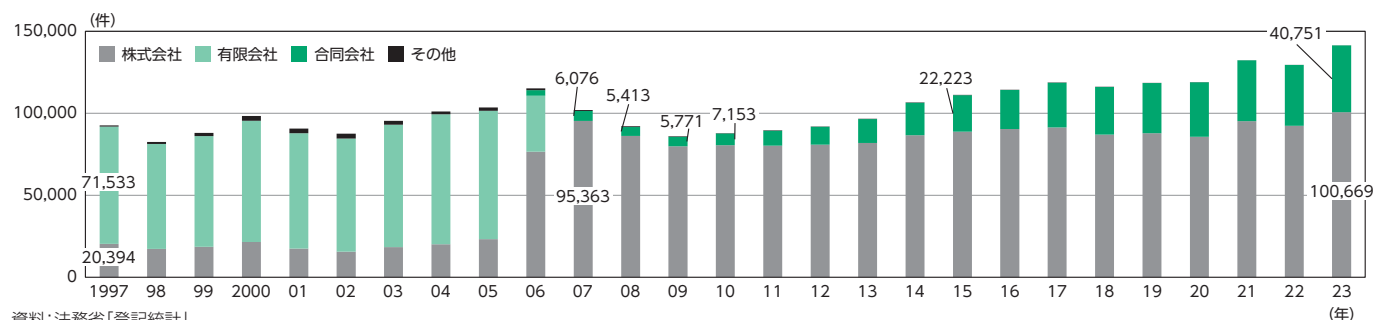
られず、従来の有限会社の名称を引き続き使用することが認められている。

ちなみに、合名会社と合資会社の取り扱いについては、会社法の施行後もそれまでと変わりはないが、元々、合名会社では全社員が、合資会社では無限責任社員が会社の債務について無限責任を負うことになっており、そのリスクの大きさから、近年は新規の設立件数が非常に少なくなっている。

有限会社が廃止される一方で、新たに設けられたのが合同会社である。合同会社は、合名会社や合資会社と名称は似ているが、株式会社と同様、出資者の責任は出資した範囲内に限定される。出資者と経営者が分離されている株式会社と違って、出資者と経営者が同一という特色があり、自由度の高い経営が可能である。比較的規模の小さな会社に向いている合同会社は、それまで有限会社が占めていた地位を代替することが期待された。

1997年の全国の会社設立件数をみると、株式会社が20,394件なのに対して、有限会社は71,533件で、有限会社が株式会社に大きく上回っていた。しか

●全国の会社設立件数の推移



し、2006年5月から有限会社の設立が認められなくなると、2007年には、株式会社の設立件数が95,363件へと大幅に増加し、新たに設立される会社の大多数を占めるようになった。

一方、合同会社の設立件数は、2007年に6,076件となった後も、2008年が5,413件、2009年についても5,771件にとどまった。制度上は有限会社が合同会社に切り替わる形になったものの、会社設立件数でみると、合同会社の立ち上がりはゆっくりとしたものになった。

知名度の低い合同会社

会社法施行前は、有限会社の設立件数が株式会社を大幅に上回っていた。これは設立時に必要とされる最低資本金の額が、有限会社は300万円だったのに対して、株式会社は1,000万円と高額なことが背景にあったと考えられる。しかし、会社法施行に伴って、株式会社に必要な資本金の額が1円以上に変更され、設立へのハードルは大きく下がった。株式会社に比べて知名度が低い合同会社を利用する気運が盛り上がり、新規設立会社の大多数を株式会社が占める一因になったとみられる。

急速に普及した米国のLLCに比べて、わが国で合同会社の立ち上がりはゆっくりだったのは、米国との税制上の取り扱いの違いも影響している。

米国では、子会社のLLCが「パススルー課税」を選択すると、原則としてLLCの利益には直接課税されず、その全額が親会社に対して配当されたうえで、親会社の配当所得として課税される。

しかし、わが国では、企業が子会社を合同会社で設立しても、「パススルー課税」は選択出来ない。通常は子会社の利益に対して法人税がかかり、残った利益から配当として受け取った親会社の利益にも法人税がかかる。いわば二重課税の構造になっており、米国のLLCのようなメリットが得られない。こうしたこ

ともあって、合同会社は米国のLLCのように急速な普及を遂げることはなかった。

電子商取引最大手のアマゾンジャパンや、iPhoneを販売するApple Japanのように、米国系企業の日本法人の中には、合同会社の形態で運営されているものがある。これは、日本法人が日本国内での法人課税を避けられないとしても、米国本国では別途税制上のメリットを得られることが大きい。加えて、合同会社の代表社員が非居住者であっても設立が可能となるなど、合同会社自体が利用しやすくなってきたことも影響していると考えられる。

合同会社と株式会社の違い

ゆっくりとスタートした合同会社だが、近年は、株式会社の設立件数がおおむね横ばいから微増となるなかで、その設立件数は着実に増加している。2010年に7,153件だった全国の合同会社の設立件数は、2015年に22,223件となり、2023年には40,751件へ増加してきた。会社設立件数全体に占める合同会社の割合も、2007年には6.0%にすぎなかったが、2023年には28.8%まで上昇している。

新たに会社を設立する際、合同会社が選ばれるようになってきたのは、合同会社への理解が進んできたことが大きいと思われる。

合同会社のメリットの一つが費用の軽減である。新たに会社を設立する場合、合同会社は株式会社よりも費用が少なくてすむ。株式会社の場合に必要な公証人による定款認証が不要であることに加えて、設立時に必要な定款を電子定款で作成すると、収入印紙代も免除される。

また、会社運営にあたって、合同会社には決算の公告義務がない。通常、株式会社の場合は、官報に決算書類を掲載することが義務付けられているが、合同会社にはそうした義務がないため、官報への掲載費用が不要となる。

● 合同会社と株式会社の相違点

	合同会社	株式会社
資本金	1円以上	1円以上(特例有限会社は300万円以上)
資本金の出資者	出資者全員が社員 ^(注)	株主
重要事項の決定機関	社員総会(株主総会の設置義務はない)	株主総会
配当金の分配比率	あらかじめ定款で定めておけば、 出資比率と異なる分配比率で配当が可能	(普通株のみの場合)株式の保有割合
所有と経営	一体(取締役会の設置義務はない)	分離
社長	代表社員	代表取締役
必要な最低役員数	社員1名	取締役1名
役員の任期	なし	株式の譲渡制限がある場合:10年 株式の譲渡制限がない場合:2年
決算の公告義務	なし	あり(定款に方法を規定)
株式の公開	出来ない	出来る
会社設立にかかる費用	株式会社より少ない	_____
対外的なイメージ・知名度	株式会社より低い	_____

(注)ここでの社員は従業員ではなく、出資者兼経営者を指す

同様のことは、役員の任期についてもある。株式会社で株式の譲渡制限がある場合、役員の任期は10年、制限がない場合は2年と定められている。役員の変更に際しては変更登記が必要となるが、合同会社では役員の任期そのものがないため、登記費用がかからないという利点がある。

官報への掲載や、役員の変更登記については、現状、これを行っていない株式会社にはペナルティが課せられていないこともあり、実質的にはメリットとはいえないという考え方もあるが、会社設立を検討する際には考慮に入れておくべきだろう。

コストの面以外にも、合同会社と株式会社には異なる点がある。その一つが配当金の分配比率である。株式会社が普通株のみで構成される場合では、配当金の分配比率は株式の保有割合で決まる。しかし、合同会社では、あらかじめ定款で定めておけば、出資比率と異なる分配比率で配当を行うことが可能である。

例えば、画期的な事業のアイデアを持つ人が、他の人から大部分の出資を受けて事業を行うという場合、株式会社では、アイデアを出しても出資額の少ない人は少ない配当しか得られないが、合同会社の場合は、受け取る配当の比率をあらかじめ高く設定しておくことができる。

一方、合同会社にもデメリットはある。最も大きいのが対外的な知名度の低さで、会社法の施行当初は、同じ商品を同じ価格で販売しても、株式会社と合同会社では信用度が異なるため、売れ行きに影響するケースがあるとされた。従業員を採用する場合には、こうした傾向がより顕著に出て、合同会社では人を採用することが難しいともいわれてきた。しかし、法律の施行から18年が経過したことで、知名度の低さは徐々に解消されつつある。

また、有限会社と同様、合同会社は株式の公開をすることが出来ないという制限があるが、合同会社から株式会社への組織変更は可能なため、この点は

きなデメリットとはならないだろう。

規模の小さな企業に向く合同会社

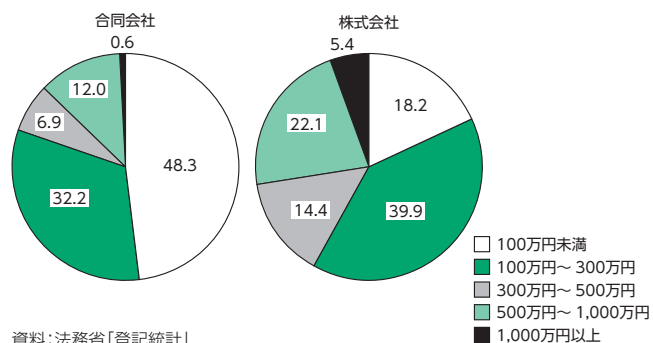
これまでみてきた点に加えて、合同会社には規模の小さな企業に向くという大きな特色がある。

株式会社では、出資者が株主となり、重要事項の決定は株主総会が行うが、会社の所有と経営は分離されている。しかし、合同会社では出資者全員が社員となる。ここでいう社員は従業員の意味ではなく、出資者兼経営者である。合同会社では、会社の所有と経営が一体化しており、出資者で構成される社員総会が重要事項の決定にあたる。

合同会社では、所有と経営が一体化している分、社員の考え方がまとまっていれば、取締役会を設置開催する必要もなく、意思決定を柔軟かつスピーディに行うことができる。一方、社員が多くなりすぎると、意思決定に時間がかかってしまうことになりかねない。合同会社は社員1人あるいはごく少数の社員で構成される比較的規模の小さな会社に向いているといえるだろう。

2023年に新たに設立された全国の株式会社と合同会社の資本金階層別の動きをみると、資本金100万円未満の社数の比率が、株式会社では18.2%なのに対して、合同会社では48.3%に達している。半数近い企業が資本金100万円未満となっていることから、合同会社は比較的規模の小さな企業を中心に利用が進んでいることがわかる。

● 合同会社と株式会社の資本金階層別社数比率(2023年)

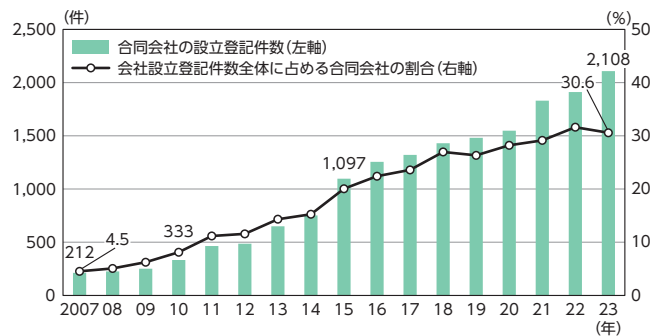


合同会社は本格的な普及段階へ

全国と同様、埼玉県でも合同会社の設立件数は着実に増加してきている。2007年に212件だった県内の設立件数は、2010年に333件、2015年に1,097件となり、2023年には2,108件に達した。

この間、会社設立件数全体に占める合同会社の割合も2023年には30.6%まで上昇し、全国平均の28.8%を上回っている。現状の合同会社の設立件数は株式会社に及ばないが、制度発足後の増加率では株式会社を超えており、ようやく合同会社も本格的な普及段階を迎えるに至ったようだ。

● 埼玉県における合同会社の設立件数の推移



コロナ禍を経て、経済活動の正常化が進んできたこともあって、このところ開業件数に増加の兆しがみられるようになっている。しかし、埼玉県によると、残念ながら2016～2023年の埼玉県の開業率^(注)は4.5%にとどまっており、東京都の6.5%、神奈川県5.3%、千葉県4.9%のみならず、全国平均の4.7%も下回っている。

今後の県経済の活性化に向けて、開業率の引き上げが課題の一つとなるなか、かかる費用が少なく、規模が小さな会社に適した合同会社は、起業・開業を目指す人にとってメリットが大きいと思われる。合同会社を活用した開業が、これからの県内経済を支える一助となることを期待したい。

(井上博夫)

(注)開業率＝期間中新規に開設された事業所数の年平均÷期首において存在していた事業所数